

小山工業高等専門学校サテライト・キャンパス使用要領

平成23年4月20日

校長 裁定

(趣旨)

第1条 この要領は、小山工業高等専門学校サテライト・キャンパス設置規程第6条に基づき、小山工業高等専門学校サテライト・キャンパス（以下「サテライト・キャンパス」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用目的)

第2条 サテライト・キャンパスの使用目的は、設置規程第3条に基づき、各種事業を実施することとする。

(使用日及び時間)

第3条 サテライト・キャンパスの使用は、12月28日から1月4日までの期間及び独立行政法人国立高等専門学校機構小山工業高等専門学校（以下「小山高専という。」）の一斉休業等の休業日を除く毎日とし、使用時間は10時から17時までとする。ただし、管理責任者が必要と認めた場合はこれ以外の日時に使用させることができる。

(使用手続)

第4条 小山高専以外の団体等がサテライト・キャンパスの使用を希望する場合は、代表者（以下「使用申請者」という。）が、原則として使用を開始しようとする日の3カ月から20日前迄の間に、「小山工業高等専門学校の共催又は後援の名義使用の取扱いについて」第5に基づく許可を得るものとする。

(使用責任者)

第5条 許可を受けた使用申請者は、当該許可に係る使用責任者とする。ただし、管理責任者は必要に応じて小山高専教職員を使用責任者とすることができる。

2 使用責任者は、使用にあたって名義使用許可通知書に付した条件及び次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外の使用や、他者への転貸しをしてはならない。
- (2) 使用時間を守り、整理整頓に努め、使用後は現状に復すること。
- (3) 鍵の管理、施設設備・備品等の保全に努めること。
- (4) 故意又は重大な過失により施設、設備、備品等を損傷又は滅失した際は、管理責任者は賠償請求できるものとする。
- (5) 許可なく掲示、張紙等をしてはならない。
- (6) その他施設の使用に際し、小山高専の指示に従うこと。

(使用許可の取消)

第6条 使用者が次の1に該当したときは、使用許可を取り消すことがある。

- (1) 名義使用許可通知書に付した条件に反したとき。
- (2) 使用許可と異なる目的で使用したとき。
- (3) 前条第2項に定める遵守事項に違反したとき。
- (4) その他、管理責任者が管理運営上、支障があると認めたとき。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、サテライト・キャンパスの使用に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月20日から施行する。